

昭和五十六年五月一日付け広島県報（定期）第三十三号に登載の広島県告示第四百四十三号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局砂防室長

四一〇	ページ	
中	段	
六	五	行
四一八 三号及 び四号	六一一 二号	誤
六一一 四号	六一一 二号及 び三号	正